

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	大津市浜大津公共広場における行為の許可		
根拠法令名	大津市浜大津公共広場条例(平成 9 年条例第 43 号)	(条項)	第 4 条第 1 項及び第 3 項
基準法令名	大津市浜大津公共広場条例(平成 9 年条例第 43 号)	(条項)	第 3 条、第 4 条第 1 項及び第 3 項
所 管 部 署	都市計画部 都市魅力創造課		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 <input type="text"/> 】</p> <p>・掲載図書等【 <input type="text"/> 】</p> <p>・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部掲載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載</p> <p>〔広場の行為の許可基準〕</p> <p>広場における行為の許可は、大津市浜大津公共広場条例第 4 条第 1 項及び第 3 項に規定する行為の不許可の事由に該当しないことを基準とする。</p> <p>なお、同条例第 3 条第 4 号に規定する「広場の利用及び管理上支障があると認められる行為」とは、次の事項に該当する場合をいう。</p> <p>1 下記の遵守事項を守らないおそれがある場合。</p> <p>(1) 許可を受けた目的以外に行為をし、又は許可を受けた権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。</p> <p>(2) 許可を受けた広場の区域以外の区域において行為をしないこと。</p> <p>2 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合。</p> <p>3 その他管理運営上支障があると市長が認める場合。</p>			

参考

【根拠法令】

大津市浜大津公共広場条例

第4条 広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (2) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために広場の全部又は一部を独占して利用すること。
- (3) 募金その他これに類する行為をすること。
- (4) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (5) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。

3 市長は、第1項各号に掲げる行為が前条各号に掲げる行為に該当しないと認め、かつ、反社会的な活動を助長するものでないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。

【基準法令】

大津市浜大津公共広場条例

第3条 広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すこと。
- (2) 広場を汚損し、又はき損すること。
- (3) 広場の他の利用者に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (4) 前3号のほか、広場の利用及び管理上支障があると認められる行為をすること。

上記第4条第1項及び第3項

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。